

「高齢者等ごみ訪問収集サービス」Q&A

Q 1 「高齢者等ごみ訪問収集サービス」とは何ですか。

A 太宰府市が夜間に定期収集する家庭ごみを、所定の場所まで持ち出すことが困難な高齢者、障がい者等の方々を対象として支援するもので、ご自宅まで、ごみを直接収集にお伺いします。

具体的なサービスの内容は次のとおりです。（※粗大ごみは対象外です。）

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 燃えるごみの持ち出し日 | 週 1 回（水曜日）収集 |
| (2) 燃えないごみの持ち出し日 | 月 1 回（第 2 水曜日）収集 |
| (3) ペットボトルの持ち出し日 | 月 1 回（第 4 水曜日）収集 |

※それぞれ持ち出し日の午前 10 時までに指定の場所に出してください。

※ なお、個別の要望につきましては、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

Q 2 「高齢者等ごみ訪問収集サービス」を受けることができる条件はありますか。

A 高齢や障がいなどの理由によって、ご自分で定期収集されるごみを所定の場所に出すことが困難であること。また、家族や近隣住民などによるごみ出しをする支援者がいない人であること。さらに、次の（1）から（4）をいずれかを満たす方が対象となります。

- (1) 日常生活に支援が必要な 65 歳以上のみの世帯。
- (2) 障がい者のみの世帯。
- (3) 介護認定を受けている人のみの世帯。
- (4) その他特に支援が必要と認められる世帯。

Q 3 申請用紙はどこでもらえますか。

A 市役所環境課（2階3番窓口）で配布しています。

また、太宰府市HPからダウンロードもできます。

Q 4 申請書を自筆で書けないのですが、どうすればいいでしょうか。

A 親族の方やご近所の方等に代筆をお願いするか、または担当のケアマネージャーやホームヘルパーさんに代筆をお願いしてください。

Q 5 家の中まで収集に来ていただけるのですか。

A 申し訳ございませんが、家（建物）の中に立ち入ることはできません。

Q 6 住所の変更やサービスを中止したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 市役所環境課に電話で連絡していただくか、担当ヘルパーの事業所を通じて市役所環境課に連絡してください。